

熊野川上流部の総合的な減災に係る 取組方針

令和4年8月

熊野川上流部の総合的な 減災対策協議会

五條市、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村
奈良地方気象台、国土交通省近畿地方整備局、関西電力株式会社
電源開発株式会社、奈良県

1 はじめに

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯であるため、洪水や土砂災害が発生しやすい地域である。本流域の広い範囲で土砂災害の発生や、土砂流出による河道への土砂堆積などの被害リスクを抱えている。平成23年9月の台風12号に伴う未曾有の降雨では、複数箇所での斜面崩壊のみならず、崩壊土砂による河道閉塞により集落への河川水の流入などの併発による災害も発生し、本流域では多くの人命が失われる甚大な被害（平成23年紀伊半島大水害）となつた。このことから、洪水対応等の危機管理において熊野川の上下流一貫したハード対策及びソフト対策を実施するため、「熊野川の総合的な治水対策協議会」（近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県、沿川市町村、ダム管理者）を平成24年7月に設立し、関係者が緊密に連携を図りながら、総合的な治水対策を推進してきた。

平成27年9月の関東・東北豪雨災害では、鬼怒川における堤防決壊に伴い、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生し、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

この災害を契機に、国土交通省では、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった取組を推進する「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を始めた。

その後も、平成28年8月の台風10号に伴う豪雨により、北海道及び東北地方の各地で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設の入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生した。

この災害を受け、国管理の大河川だけではなく、都道府県等が管理する中小河川においても、「水防災意識社会」を再構築する取組を加速し、本格展開することが求められてきた。さらに、平成29年6月の水防法等の一部改正では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、平成27年9月関東・東北豪雨や台風10号（平成28年8月）のような被害を二度と繰り返さないため、令和3年度を目標に抜本的な対策を講ずるとした【「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画】が作成された。

このような背景や平成23年紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、熊野川上流部においても、全国的な取り組みである「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、今後起こりうる局所的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備えることが不可欠である。このため、国、奈良県、沿川市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進するため、「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」を設立した。

また、平成26年8月の集中豪雨により広島市で発生した土砂災害や、さらには平成30年7月豪雨により広島県や愛媛県を中心に広域にわたる多数の土砂災害によって痛ましい被害がある等、近年、局所的大雨や集中豪雨に伴う土砂災害も各地で発生している。更には、平

成 30 年 9 月の台風 21 号では、多数の土砂災害とともに奈良県南部を中心に大規模停電が発生するなど、ライフラインの早期復旧が課題となった。

平成 30 年 7 月豪雨災害を受けて社会资本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。

国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成 31 年 1 月 29 日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。

こうした取組が行われる中、令和元年 10 月に発生した台風 19 号では、東日本の複数箇所で観測史上 1 位の降水量が観測され、国管理 7 河川で 12 箇所、都道府県管理 67 河川で 128 箇所の堤防決壊（令和 2 年 1 月 10 日時点）や 962 件の土砂災害（令和 2 年 1 月 10 日時点）などにより、100 名を超える死者・行方不明者（令和 2 年 1 月 10 日時点）といった人的被害となった。水害・土砂災害への対応は、これまで以上に取組を加速すべき状況と考えられる。

本協議会では、令和 3 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、早期の復旧等、大規模水害・土砂災害に関する減災対策として各構成機関が一体的かつ計画的に取り組む事項について、「熊野川上流部の総合的な減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という）としてとりまとめた。令和 4 年度は、令和 3 年度までの取組状況を踏まえ、令和 8 年度までを目標期間とする取組方針を改訂する。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期までに協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 2 条に基づき、熊野川流域における奈良県管理河川・砂防（五條市、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村）を対象に作成したものである。

2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
五條市	市 長
天川村	村 長
野迫川村	村 長
十津川村	村 長
下北山村	村 長
上北山村	村 長
気象庁	奈良地方気象台長
近畿地方整備局	紀の川ダム統合管理事務所長 紀伊山系砂防事務所長
関西電力株式会社	水力事業本部 吉野水力センター所長
電源開発株式会社	西日本支店長
奈良県	県土マネジメント部長 吉野土木事務所長 五條土木事務所長

3 熊野川流域の概要と平成 23 年紀伊半島大水の教訓

3. 1 熊野川流域の概要

熊野川は、奈良県南部の大峰山脈の山上ヶ岳（標高 1,719m）に源を発し、大小の支川を合わせながら十津川渓谷を南流し、和歌山県新宮市と三重県熊野市の境界で大台ヶ原を水源とする北山川を合わせ熊野灘に注ぐ、幹川流路延長 183km、流域面積 2,360km² の一級河川である。上流域が奈良県、中下流域においては熊野川、北山川を境として、主としてその東側が三重県、西側が和歌山県となっており、5 市 3 町 6 村（うち奈良県内 1 市 5 村）からなり、流域内人口は約 4 万人である。流域の土地利用は、森林が約 95%、水田や畠地等の農地が約 1.5%、宅地が約 0.5%、その他が約 3% となっている。

熊野川流域は、日本有数の多雨地帯である紀伊半島に位置し、洪水や土砂災害が発生しやすい地域特性を有している。流域の広い範囲で土砂災害の発生や、土砂流出による河道内への土砂堆積など、被害リスクを抱えている。

とりわけ熊野川上流部は、山間部に集落が点在し、交通網は国道 168 号、国道 169 号の南北に縦貫する主要国道と、東西を繋ぐ国道 425 号および数路線の県道に依存し、鉄道などの陸路による代替経路が無い地域である。平成 16 年には国道 168 号（大塔村※現五條市大塔）で地すべりによる崩落が発生し、国道の通行は遮断され、交通は県道へ大きく迂回する事態となった。

3. 2 平成 23 年紀伊半島大水害の教訓

平成 23 年 9 月の台風 12 号を起因とした紀伊半島大水害では、斜面崩壊による直接的な家屋倒壊のみならず、崩落土砂による河道閉塞から川の流れが変化し、集落が広範囲に浸水するなどの被害が発生した。また、沿川市村では最大で 1 万 5 千世帯を超える停電、4 千弱の電話回線被害、9 百世帯を超える断水、国道 168 号や 169 号等幹線道路や生活道路の被災、52 か所に及ぶ河川管理施設の被災など、インフラ面でも被害が伴った。更に道路被災による通行止めが多数発生したため、17 集落が孤立し、また道路迂回により緊急時対応に多くの時間を要する事態となった。

これらの地区では、明治 22 年にも十津川大水害において、同様の大規模災害を経験しており、災害リスクが高い地区であるといえる。

これらのことから、洪水・土砂災害対応等の危機管理においてハード対策及びソフト対策を実施するためには、各関係機関のより密接な連携が必要不可欠である。

4 現状の取組状況と課題

本協議会の構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 水害に係る現状と課題

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
避難指示の発令について	<ul style="list-style-type: none">○すべての自治体で県とのホットラインが構築されている○県とのタイムラインについては、ほとんどの自治体が未整備であるが、半数の自治体が必要性を感じている○タイムラインや新たな基準等を作っても高齢者が多く、理解するのが困難○避難指示を出しても住民は経験則により逃げない人も多い <ul style="list-style-type: none">●早期の避難を促すタイムラインの整備●避難行動についての必要性を住民と共有する必要がある	A
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none">○浸水が想定されている避難所のある自治体もある○ほとんどの自治体で避難所ごとの避難経路が定められていない○ほとんどの自治体で近隣自治体と連携した避難所の設定や連絡体制が定められていない○民間施設や個人住宅を一次避難所として設定している場合がある○一次避難所は住民が開設している <ul style="list-style-type: none">●浸水しない避難所を設定する必要がある●避難所ごとの避難経路を定める必要がある●近隣自治体と連携を深める必要がある●民間施設の活用と避難所運営方法の検討が必要である	B
住民等への情報伝達の体制や方法について	<ul style="list-style-type: none">○各自治体は複数の手段を用いて情報伝達を実施している○半数の自治体が、現状の情報伝達手段では、住民等に確実に伝達できるか不安を持っている <ul style="list-style-type: none">●各手段に長短があり、全住民に伝えることが難しいため、情報伝達の整備が必要である●住民に対して情報伝達手段の周知を進めていく必要がある●情報連絡体制の強化が必要である	C

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○半数の自治体で住民の避難誘導体制が確立されていない ○すべての市村で浸水が想定されている要配慮者利用施設が把握できているが、半数の自治体では要配慮者利用施設の避難計画の作成の促進および避難訓練の促進支援ができていない。 ○一部の自治体で、避難所までの避難訓練が実施できていない 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導体制（マニュアルの作成等）の整備を進めていく必要がある ●浸水が想定されている要配慮者利用施設の現状把握を行い、避難計画作成及び避難訓練の促進支援を行う必要がある ●避難訓練を実施する必要がある 	D
避難に関する啓発活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの自治体で水害に関する広報等を実施していない ○ほとんどの自治体で、義務教育に防災に関するカリキュラムを組み込んでいる 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●水害に関する出前講座を充実させる必要がある ●防災教育を充実させる必要がある ●啓発・広報活動を充実させる必要がある 	E
浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの自治体で浸水実績があるものの、浸水実績図の作成・公表がされていない ●浸水実績はあるが、浸水実績図が作成・公表されていない 	F

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
水防体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの自治体で水防（消防）団員が高齢化している ○一部の自治体で水防（消防）団員が不足している ○水防（消防）団員を募集している ○水防訓練を実施していない自治体が多い ○水防（消防）団員は地区外に住んでいる人も多く、即応的な対応が困難 <ul style="list-style-type: none"> ●水防（消防）団員の若返りや人員を確保する必要がある ●水防訓練を実施する必要がある ●地区間連携も含めた検討を進める必要がある 	G
河川水位等に係る情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの自治体で住民に河川水位に関する情報を提供していない ○ほとんどの自治体で水害危険箇所の点検を実施していない ○ほとんどの自治体で国・県の雨量・水位情報の住民への情報提供ができていない ○上下流の自治体での情報共有は有効な手段と考えられるが、できない <ul style="list-style-type: none"> ●河川水位に係る情報を提供する必要がある ●水害危険箇所の点検を実施する必要がある ●隣接自治体の情報提供を進める必要がある 	H

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

氾濫水の排水に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
氾濫水の排水について	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの自治体で可搬式ポンプ等を整備している ○すべての自治体で水路以外の治水施設は整備されていない <ul style="list-style-type: none"> ●各自治体の地形条件に応じた排水施設の整備が必要である 	I

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

(2) 土砂災害に係る現状と課題

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
想定される土砂災害リスクの周知	<p>○県では土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）および土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を推進しており 県では令和2年3月にレッドゾーンの指定を完了</p> <p>○大多数の市村では土砂災害ハザードマップを作成している</p> <p>●今後、レッドゾーンを反映させた土砂災害ハザードマップを作成、公表することが必要である</p> <p>●避難行動に繋がるようなマップ作りの工夫が必要</p>	J
土砂災害警戒情報発表から避難判断までの警戒避難について	<p>○県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表しており、報道機関を通じて、テレビのテロップ等で住民へ伝達している</p> <p>○市村では土砂災害警戒情報を受け取り、避難指示発令の判断を行っている</p> <p>○沿川全市村において、土砂災害警戒避難に関するタイムラインは構築されていないが、半数の市村で必要性を感じている</p> <p>●どのようなタイミングでどのような避難行動をとるのか、タイムラインの整備が必要である</p>	K
避難判断基準について	<p>○ほとんどの市村において、避難指示の発令について基準をもっている</p> <p>○一部の市村において、避難指示の発令に関して運用上の課題があると感じている</p> <p>●避難判断基準に客観性をもたせることが必要である</p>	L
避難指示の伝達方法について	<p>○各市村は複数の手段を用いて情報伝達を実施している</p> <p>○ほとんどの市村が、現状の情報伝達手段では、住民等に確実に伝達できるか不安を持っている</p> <p>●情報を住民に確実に伝達するための情報伝達体制が必要である</p> <p>●住民に対して情報伝達手段の周知を進めていく必要がある</p> <p>●情報連絡体制の強化が必要である</p>	M

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

項目	○現状 と ●課題	
要配慮者利用施設等への伝達方法について	○すべての市村において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の実態について把握できているが、半数の自治体では要配慮者利用施設の避難計画の作成の促進および避難訓練の促進支援ができない。 ○沿川全市村において、要配慮者利用施設への防災情報等の情報伝達体制が整っていない	
	●土砂災害が想定される要配慮者利用施設の現状把握を行い、避難確保計画の作成や避難訓練の実施支援を行うことが必要である	N
避難に関する啓発活動について	○半数の市村で土砂災害に関する広報等を実施できていない ●土砂災害に関する出前講座を充実させることが必要である ●防災教育を充実させることが必要である ●啓発・広報活動を充実させることが必要である	0

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

防災に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
危険箇所の巡視について	○沿川ほとんどの市村において、土砂災害のリスクが高い箇所の巡視はできていない ●土砂災害のリスクの高い箇所について、自治会や消防団等と共同した巡視体制を検討する必要がある	P
防災体制	○沿川全市村の地域防災計画において、土砂災害への想定がされている ○ほとんどの市村において、避難所ごとの避難経路が定められていない ○ほとんどの市村においては、避難所までの避難訓練を実施している ○半数の市村において、住民の避難誘導体制を定めていない ●避難所ごとに避難経路を定め、避難訓練を定期的に実施していくことが必要である ●避難誘導体制（マニュアルの作成等）の整備を進めていくことが必要である	Q
土砂災害時における連携体制について	○ほとんどの市村において、隣接する自治体と連携した避難所の設定や連絡体制は定められていない ●近隣自治体との連携を深めることが必要である	R

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

(3) 平成 23 年紀伊半島大水害の教訓

平成 23 年紀伊半島大水害に関する事項

※被害：○、教訓：●（以下同様）

項目	○被害 と ●教訓
過去の災害について	<p>○住宅背後の斜面から土砂災害が発生するなど、沿川市村で死者 15 名、行方不明者 9 名となった。</p> <p>○電気、通信のネットワークが被災し、連携や情報周知に障害が生じた。</p> <p>○国道、県道、村道等が被災により閉鎖し、沿川市村で 17 集落が孤立した。</p> <p>○沿川市村で 24 箇所の河道閉塞が発生した。この影響で 134 世帯を対象に警戒区域が設定された。</p>
	●斜面崩壊発生前の住民避難が必要 S
	●非常時を想定したライフラインの確保が必要 T
	●孤立集落の発生を防ぐため早期の道路啓開が必要 U
	●斜面崩壊による河道閉塞への対応が必要 V
	●水害・土砂災害対策の推進が必要 W

※表中のアルファベットは、実施する取組内容（P13～20）の「課題の対応」項目を表す。

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施等の対策を実施することで、構成機関が連携して令和8年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【達成すべき目標】

熊野川上流域では大規模水害・土砂災害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「被害の最小化」「防災意識の向上」「被災後の早期復旧」を目指す。

【目標達成に向けた取組方針】

1. 逃げ遅れゼロに向けた的確な避難行動のための取り組み
2. 汎濫及び土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための取り組み
3. 意識の啓発及び防災教育拡充のための取り組み
4. 被災後のライフライン等の早期復旧実現に向けた検討及び実施

6 実施する取組

各参加機関が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・河道内樹木の伐採や河道内堆積土砂の除去等 ・流域貯留機能の拡大（事前放流の実施・体制構築） ・河川施設の老朽化・耐震化対策	W W W	引き続き実施 令和8年度 令和8年度	奈良県 (近畿地整) 五條市、(電源開発)、(近畿地整) 五條市、十津川村
■流出抑制に関する事項 ・森林の整備・治山事業	W	令和8年度	五條市、奈良県
■土砂災害対策に関する事項 ・土砂災害対策の推進 ①崩落やその兆候が見られる箇所の対策 ②「代替性のない避難所」や「自力避難が困難な方が24時間入居している要配慮者利用施設」を守る対策 ③市村の地域防災計画と連携を図った対策	W	引き続き実施	奈良県
・紀伊山系直轄砂防事業の推進 ①河道閉塞土砂の急激な侵食の防止と河道閉塞箇所下流に堆積した土砂の流出防止の対策 ②崩壊斜面等から土砂流出や顕著な河床上昇による土砂・洪水氾濫を防止するための恒久的な対策	W	引き続き実施	近畿地整
・土砂・洪水氾濫への対策	緊	令和8年度	近畿地整 奈良県
・砂防施設の老朽化・流木対策	W	令和8年度	十津川村、奈良県

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題(P5~11)に対応。

※「緊」：緊急行動計画に基づく

※取組機関の()は、技術的支援・情報提供機関を示す。

(2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた的確な避難行動のための取り組み

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・ホットライン構築による県・市村の連絡体制強化、住民への情報提供の確実な実施	A・R	実施済み 今後フォローアップ	1市5村 奈良県 (近畿地整)
・避難情報の発令基準の設定・見直し	A・L	令和2年度	十津川村 奈良県 (近畿地整)
・上流と下流の市町村間で整合の取れた避難指示等の発令基準の作成	A・L	令和8年度	五條市、十津川村
・避難情報の発令に着目したタイムラインの作成・更新	A・K ・S	令和4年度	1市5村 (奈良県) (近畿地整) (奈良地方気象台)
・タイムラインに基づく訓練の実施	A・K ・S	令和4年度	1市5村 (奈良県) (近畿地整) (奈良地方気象台)
・多機関連携型タイムラインの拡充	緊	令和2年度から 順次実施	1市5村 (奈良県) (近畿地整) (奈良地方気象台)
・情報提供場所の理解促進：気象庁HPのレーダー雨量情報のリンクを自治体のホームページに貼り付け	C・K・M	令和4年度	1市5村 奈良県 近畿地整 (奈良地方気象台)
・メッシュ情報の充実（さまざまな地理情報との重ね合わせ等）・利活用の促進（防災気象情報の改善）	C・K・M	引き続き実施	奈良地方気象台
・気象警報等における危険度を色分け表示（分かりやすい表示）	C・K・M	引き続き実施	奈良地方気象台
・ダム防災情報の伝達方法の改善	C・M	引き続き実施	近畿地整

<ul style="list-style-type: none"> ・住民や隣接市村に確実に伝えるため、デジタル技術等を活用した情報伝達手法の整備（河川水位等の水防情報の集約化） ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 ・防災施設の機能に関する情報提供の充実（ダム放流情報の防災操作等） ・広域避難に向けた調整 ・要配慮者利用施設の現状把握 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成、避難訓練の実施 ・避難所における感染症対策 	C・H・M・R 緊 緊 B・R D・N D・N B	令和元年度から順次実施 引き続き実施 引き続き実施 令和元年度から順次実施 実施済み 今後フォローアップ 令和4年度 令和4年度から順次実施	1市5村 奈良県 奈良地方気象台 (近畿地整) 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 奈良県 近畿地整 1市5村 (奈良県) (近畿地整) 1市5村 (奈良県) (近畿地整) 1市5村 (奈良県) (近畿地整) 1市5村
■平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表（水害リスク情報の空白域の解消） ・浸水実績の周知（浸水実績図の公表） ・災害リスクの現地表示：まるごとまちごとハザードマップ等 ・教育、啓発活動の実施 ・「地域防災マップづくりワーキショップ」への支援 	F F 緊 E・O E・O	令和8年度 令和元年度から順次実施 令和2年度から順次実施 令和元年度から順次実施 令和元年度から順次実施	1市5村 奈良県 1市5村 (奈良県) (近畿地整) 1市5村 奈良県 1市5村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台 1市5村 (奈良県) (奈良地方気象台)

・共助の仕組みの強化（避難事例：訓練・実績の共有、要配慮者利用施設避難時の地域との連携事例の公表、地区防災計画作成支援、防災リーダー育成支援等）	緊	令和元年度から順次実施	1市5村 (奈良県) (近畿地整) (奈良地方気象台)
・マイタイムライン・マイ防災マップの作成促進や、住民参加型の避難訓練の実施	緊	引き続き実施	1市5村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
・デジタル技術等を活用した、降雨予測や洪水予測、水位情報の提供の強化 ①簡易水位計、量水標、河川監視用のCCTVカメラの設置等	C・H	令和3年度	1市5村 奈良県 (近畿地整)
・避難路、避難場所の安全対策の強化 ・応急的な避難場所の確保	緊 緊	引き続き実施 令和3年度	奈良県 1市5村 (奈良県) (近畿地整)
・民間施設を活用した避難場所・避難経路の指定及び周知、効率的な避難所運営方法の検討	B・D・Q	令和3年度	1市5村 (奈良県) (近畿地整)

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～11）に対応。

※「緊」：緊急行動計画に基づく

※取組機関の（　）は、技術的支援・情報提供機関を示す。

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防体制に関する事項			
・重要水防箇所等の水災害危険個所の情報共有と関係市村等との共同点検の実施	H・P	令和元年度から 順次実施	1市5村 奈良県 (奈良地方気象台)
・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定の促進、地区間連携の強化	G	令和元年度から 順次実施	1市5村 (奈良県)
・出動基準の必要性の再確認、基準整備	G	令和元年度	1市5村 (奈良県)
・水防団等との情報伝達訓練の実施	G・Q	令和元年度から 順次実施	1市5村 (奈良県)
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（資材等の点検管理含む）	G・Q	令和4年度	1市5村 奈良県 奈良地方気象台 (近畿地整)
■氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組	I	令和元年度から 順次実施	1市5村 (奈良県) (近畿地整)
・排水施設等の整備			

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～11）に対応。

※「緊」：緊急行動計画に基づく

※取組機関の（　）は、技術的支援・情報提供機関を示す。

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■早期復旧を実現するための被災後の対応			
・被災後の電気、通信機能等のライフラインの早期復旧	T・U	本協議会において継続的に議論していく	1市5村 奈良県 近畿地整 等

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～11）に対応。

※取組機関の（　）は、技術的支援・情報提供機関を示す。

※電気、通信機能等ライフラインに関する取組については、ライフライン防災対策連絡会と連携し、取組を共有し実施する。

④土砂災害に関するソフト対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■土砂災害防止法に基づく事項			
・基礎調査の実施	J・S	平成 30 年度	奈良県
・基礎調査の公表	J・S	令和元年度	奈良県
・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	J・S	令和元年度	奈良県
・地域防災計画への反映	J・S	令和元年度から 順次実施	1市5村 (奈良県)
・ハザードマップ作成・公表	J・S	令和元年度から 順次実施	1市5村 (奈良県)
■土砂災害に関する情報伝達、避難計画等に関する事項	K・M	引き続き実施	奈良県
・土砂災害予測手法及びシステムの整備・普及			奈良地方気象台
・大模土砂災害の監視・警戒・避難の体制構築	K・M	令和 8 年度	1市5村
・スネークラインの公表等を実施	緊	引き続き実施	奈良県
・要配慮者利用施設の避難計画の作成、避難訓練の実施	D・N	令和 3 年度	1市5村 (奈良県) (近畿地整)
・避難訓練の実施	N・O	令和 8 年度	1市5村
・災害リスクの現地表示：土砂災害警戒区域等の標識設置	緊	令和 2 年度から 順次実施	1市5村 奈良県
・教育、啓発活動の実施	E・O	令和元年度から 順次実施	1市5村 奈良県 近畿地整 奈良地方気象台
■土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための防災活動の取組に関する事項			
・住民や隣接市村に確実に伝えるため、デジタル技術等を活用した情報伝達手法の整備	K・M	引き続き実施	奈良県 奈良地方気象台
①土砂災害・防災情報システム等の改修・更新等			
②砂防系雨量観測システム更新	V	<u>本協議会において継続的に議論していく</u>	1市5村 奈良県 近畿地整
・斜面崩壊による河道閉塞に備えた体制の確保			

・関係機関が連携した土砂災害を想定した避難訓練の実施（資材等の点検管理含む）	G・Q	引き続き実施	1市5村 奈良県 奈良地方気象台 (近畿地整)
・土砂災害危険個所の情報共有と関係市村等との共同点検の実施	H・P	令和元年度から 順次実施	1市5村 奈良県 (奈良地方気象台)

※表中のアルファベットは、現状の取組状況の課題（P5～11）に対応。

※「緊」：緊急行動計画に基づく

※取組機関の（　）は、技術的支援・情報提供機関を示す。

7 フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を把握し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、必要に応じて、取組方針を見直すこととする。

(附則)

本取組方針は、令和元年7月30日に策定

本取組方針は、令和2年10月9日に一部改定

本取組方針は、令和4年8月31日に一部改定

(当初の取組目標期間が経過したことによる改定)